

## ごみ処理の現状

### 1. ごみ処理事業の沿革

本市のごみ処理事業の沿革は、表4-1に示すとおりです。

表4-1 ごみ処理事業の沿革

年度	事業の経緯
昭和31年	(通称)市原塵芥焼却場完成(4t/日)
昭和43年	不燃物埋立処分場完成
昭和45年	瑞浪市ごみ焼却場完成(20t/日)
昭和52年	市指定袋制を採用(大:295円/30枚、中:255円/30枚、小:240円/30枚)
昭和56年	収集体制の変更(可燃ごみ:週2回)
昭和57年	瑞浪市清掃センター完成(40t/日) 瑞浪市不燃物埋立処分場完成(埋立容量:61,350m <sup>3</sup> )
昭和58年	資源ごみ分別収集開始 瑞浪市リサイクル広場完成
昭和60年	指定袋を大袋のみに変更(480円/30枚)
昭和61年	事業者による資源分別搬入、資源回収業者による金属回収を開始
平成3年度	瑞浪市不燃物埋立処分場完成(第2期工事、埋立容量:84,550m <sup>3</sup> ) コンポスト容器購入費補助を開始
平成5年度	指定袋に消費税導入(494円/30枚)
平成6年度	資源集団回収事業補助制度を開始 発泡スチロールトレイの拠点回収を開始
平成8年度	瑞浪市清掃センターを瑞浪市クリーンセンターに名称変更
平成9年度	資源ごみ分別収集全域開始 瑞浪市リサイクル広場増設
平成11年度	資源ごみ分別収集品目にトレイを追加 不燃ごみ分別収集品目に蛍光管、乾電池を追加 指定袋小を使用開始(426円/30枚)
平成14年度	瑞浪市クリーンセンター完成(50t/日全連続炉)酸素式熱分解直接熔融施設
平成16年度	瑞浪市不燃物処分場完成(埋立容量:52,500m <sup>3</sup> )
平成18年度	廃棄物処理手数料改定 (可燃:大740円/20枚、小450円/20枚、不燃:860円/20枚、 不燃シール:860円/10枚) 資源ごみ収集分別品目に古着・缶詰の缶類・自転車・石油ストーブを追加
平成19年度	旧ごみ袋の使用停止、新ごみ袋で収集開始 不燃ごみ収集袋(小)使用開始(10枚入258円) 高齢者世帯の粗大ごみ個別収集を開始
平成21年度	ペットフード用缶詰を資源ごみとして収集
平成22年度	一部地域可燃ごみ収集業務委託開始 事業系廃棄物処理手数料の計量単位変更(100kg単位→50kg単位)
平成23年度	全地域可燃ごみ収集業務委託(収集日が祝日・休日でも収集)
平成25年度	使用済小型家電回収ボックスを公共施設(8箇所)に設置
平成29年度	小型家電としてパソコン・携帯電話の回収を開始
平成31年度	穴開けしないスプレー缶類の拠点回収(9箇所)を開始

## 2. ごみの区分

本市が受け入れているごみは、その排出源によって「家庭ごみ（生活系ごみ）」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。

家庭系ごみは、品目によって「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」の 5 つに区分されます。

また、地域の各種団体により古紙などの集団回収、スーパーや家電量販店などの民間事業者により食品トレイ、インクカートリッジなどの店頭回収が行われるほか、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法などに基づく家電製品などのメーカー回収が行われています。

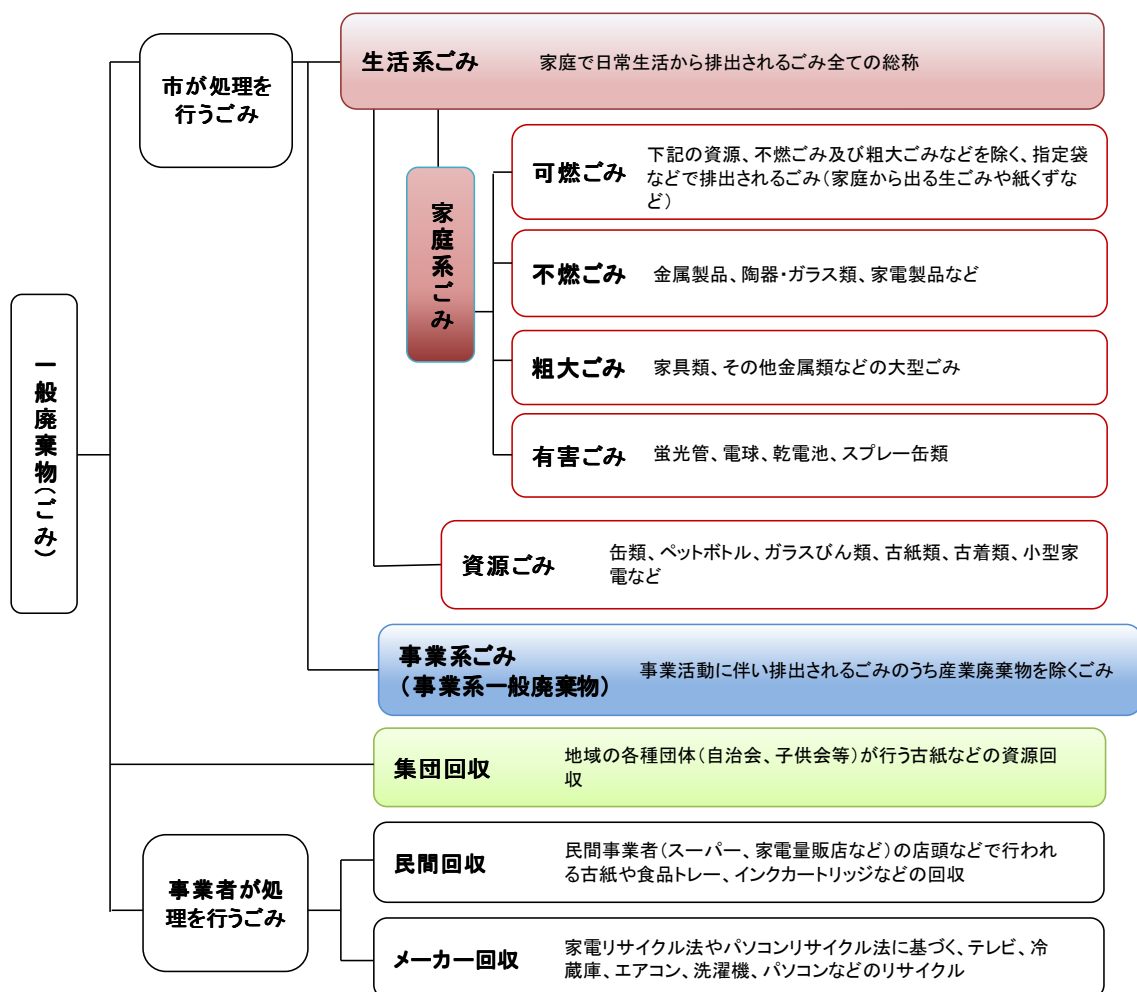


図 4-1 ごみの区分

### 3. ごみ処理体制

#### (1) ごみ処理フロー

令和元年度における本市のごみ処理フローは、図4-2に示すとおりです。

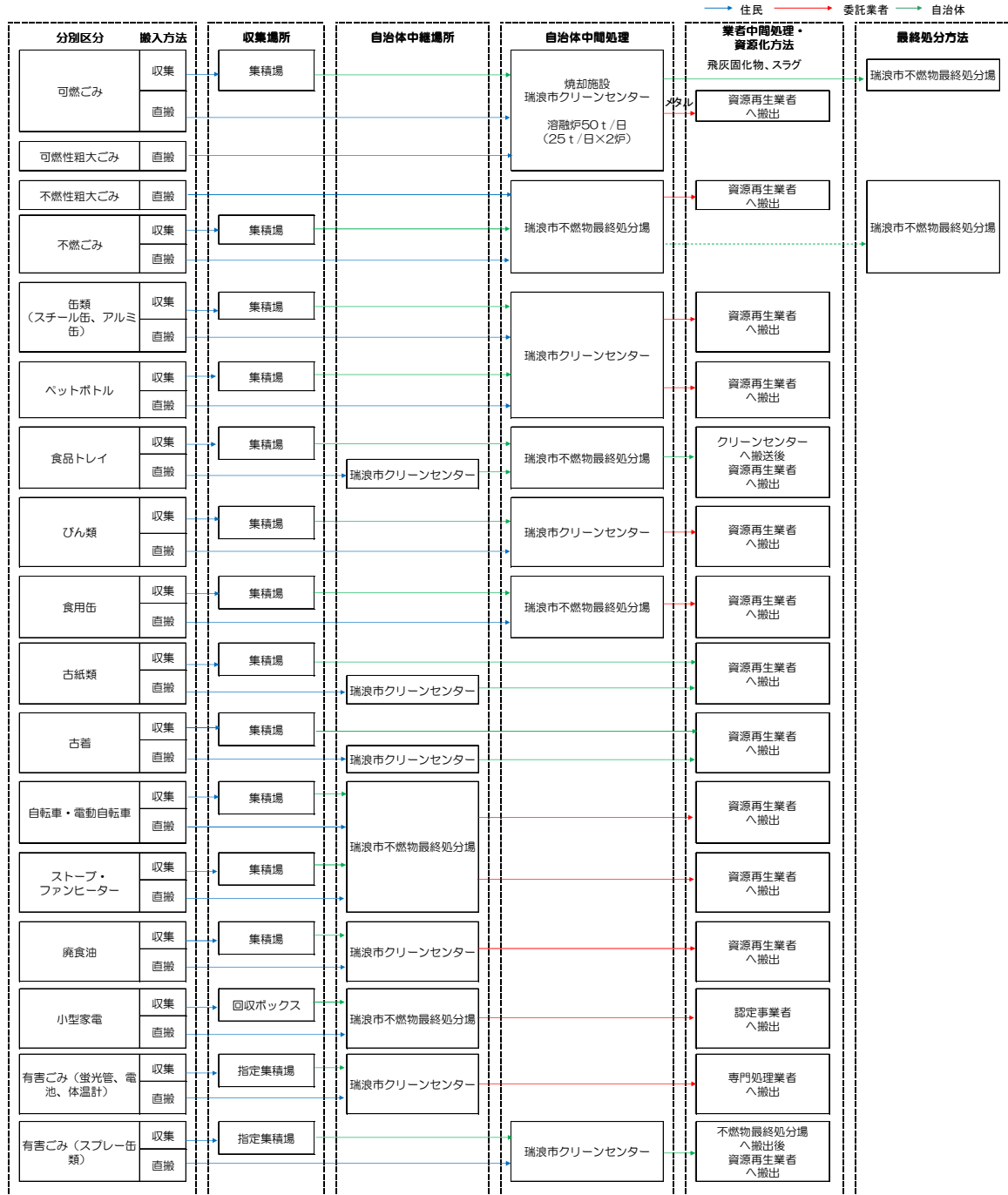


図4-2 瑞浪市のごみ処理フロー (令和元年度)

## (2) 分別区分

本市の分別区分は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2 瑞浪市の分別区分（令和元年度）

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		台所のごみ(食品くず、残飯など)、プラスチックビニール製品、履き物・ゴム・皮革製品、剪定枝・葉・草、その他資源にならない衣類など(下着、くつ下、汚れた衣類など)など
不燃ごみ		金属製品、陶器・ガラス類、家電製品、ライター、その他収集シールを貼って出すもの(スーツケース、ゴルフバックスキー板など)など
可燃性粗大ごみ		タンス、洋服ダンス、本棚、ソファー、こたつ(外枠) ベッド(木製)、スプリングマットレス、テーブル、学習机、いす(木製)、ふとんなど
不燃性粗大ごみ		パイプベッド、マッサージチェア、物干し台、さお、ピアノ、エレクトーン、一輪車(荷物運搬用)、脚立など
資源ごみ	缶類	アルミ缶、スチール缶
	ペットボトル	ペットボトル(飲料、酒類、調味料の容器など) ※ふたをとって軽くすすぎ、つぶさずにラベルをつけたまま出す。
	食品トレイ	食品トレイ(無地で白色のみ) ※洗って乾かして、小さく割って出す。
	ガラスびん	無色透明、茶色、その他の色、リターナブルびん ※金属製のふた、汚れのひどいびん、コップ、化粧水や香水のびんほ乳びんなどは不燃物に出す。
	食用缶	菓子缶、缶詰、粉ミルクの缶、ペットフードの缶など
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等、その他の紙(雑紙)
	古着類	衣類(普段身に着けている衣類、セーター、着物、帯など)、シーツ、タオルケット、毛布
	自転車・電動自転車、ストーブ・ファンヒーター	自転車・電動自転車(こわれた自転車も出すことができる)、ストーブ・ファンヒーター(灯油、缶電池は抜いて出す)
	廃食用油	廃食用油(植物性油のみ) ※ペットボトルに入れて出す
	小型家電	通信機械器具(電話機など)、パソコン、ラジオ、映像用機械器具(カメラ、ビデオデッキなど)、その他の電子機器(ワープロ、プリンターなど)、電気機械器具(ミシン、ドライヤーなど)など
有害ごみ		蛍光管、電球、電池(アルカリ、マンガン、ボタン電池など)、スプレー缶類

## (3) 収集・運搬

本市におけるごみの収集・運搬体制は表4-3に示すとおりです。

表4-3 収集・運搬体制（令和元年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
可燃ごみ		委託	集積場	週2回	指定ごみ袋	大 37円/袋 小 22.5円/袋
			直接搬入	クリーンセンター開放日	—	直接搬入 250円/50kg
不燃ごみ		直営	集積場	月1回	指定ごみ袋 指定シール	大 43円/袋 小 25.8円/袋 シール 86円/枚
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	直接搬入 160円/50kg
可燃性粗大ごみ		委託	戸別収集	電話受付 8:30~17:00	—	軽トラック 2,000円/台
			直接搬入	クリーンセンター開放日	—	直接搬入 250円/50kg
不燃性粗大ごみ		委託	戸別収集	電話受付 8:30~17:00	—	軽トラック 2,000円/台
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	直接搬入 160円/50kg
資	缶類 (アルミ、 スチール)	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
源	ペットボト ル	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	食品トレイ	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
ご	ガラスびん (透明、茶、そ の他)	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
み	食用缶	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	古紙類	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	古着類	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
資 源 ご み	自転車・ 電動自転車	直営	集積場	月 1 回	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
	ストーブ・ ファンヒーター	直営	集積場	月 1 回	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
	廃食油	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	小型家電	直営	回収 BOX	設置施設開放日	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
有 害 ご み	蛍光管、 乾電池	直営	拠点集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	水銀体温計	直営	拠点集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	電池	直営	拠点集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	スプレー缶 類	直営	拠点集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
処分できないもの		爆発性・引火性のあるごみ（プロパンガスなどガスボンベ類、ガソリン、灯油、シンナー、ペンキなどの油類）、毒性・危険物のあるごみ（農薬、殺虫剤などの薬品類、特殊薬品などの容器、注射器）、処理が困難なごみ（自動車やバイクの部品、タイヤ、バッテリー、ホイール、バイク本体、農機具（草刈機、チェーンソーなど）、消火器など）、その他（耐火金庫、石、土、粉上のもの、建物の解体に伴って排出されたもの（瓦、断熱材、スレート、アスベスト含有材、コンクリートやタイルなど））				

## (4) 中間処理

本市の可燃ごみは、瑞浪市クリーンセンターにおいて、焼却処理をしています。

資源ごみは、集積場で回収し、缶類、ペットボトルはクリーンセンターにて減容化し、食品トレイは瑞浪市不燃物最終処分場にて減容化して業者にて資源化されています。

瑞浪市クリーンセンターの概要は表4-4に示すとおりです。

表4-4 瑞浪市クリーンセンターの概要

項目	内容
名称	瑞浪市クリーンセンター
所在地	岐阜県瑞浪市日吉町 258-76
敷地面積	11,118m <sup>2</sup>
処理能力	50t/日(25 t/日×2 炉、全連続炉)
処理品目	可燃ごみ
処理方式	酸素式熱分解直接熔融炉(一体型シャフト炉)
運転管理	委託
設計・施工	株式会社 川崎技研
建設年度	竣工：平成14年6月

## (5) 最終処分

本市は、可燃ごみを焼却した焼却灰、不燃物を瑞浪市不燃物最終処分場にて処分しています。

表4-5 最終処分場の概要

項目	内容
名称	瑞浪市不燃物最終処分場
所在地	岐阜県瑞浪市稲津町小里 1538 番地の 1
処理品目	焼却灰、不燃物
敷地面積	51,770m <sup>2</sup>
埋立面積	7,500 m <sup>2</sup>
埋立容量	52,500 m <sup>3</sup>
埋立方法	準好気性埋立方式
浸出水処理方法	接触曝気法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭
運転管理	委託
設計・施工	設計：国際航業株式会社 施工：日本国土・西尾特定建設工事共同企業体 (埋立処分場造成) 日本ガイシ株式会社(浸出水処理施設)
建設年度	竣工：平成16年12月

## 4. ごみ処理の実績

## (1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 4-4 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者などによって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や市民による自家処理（生ごみの減量化など）によって資源回収などがなされているものなどについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本市のごみ処理施設などで処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本市の家庭から排出されたごみを家庭系ごみ、事業所や公共施設から排出されたごみを事業系ごみとします。

家庭系ごみについては収集方式の違いにより、収集ごみ及び直接搬入ごみに分類します。

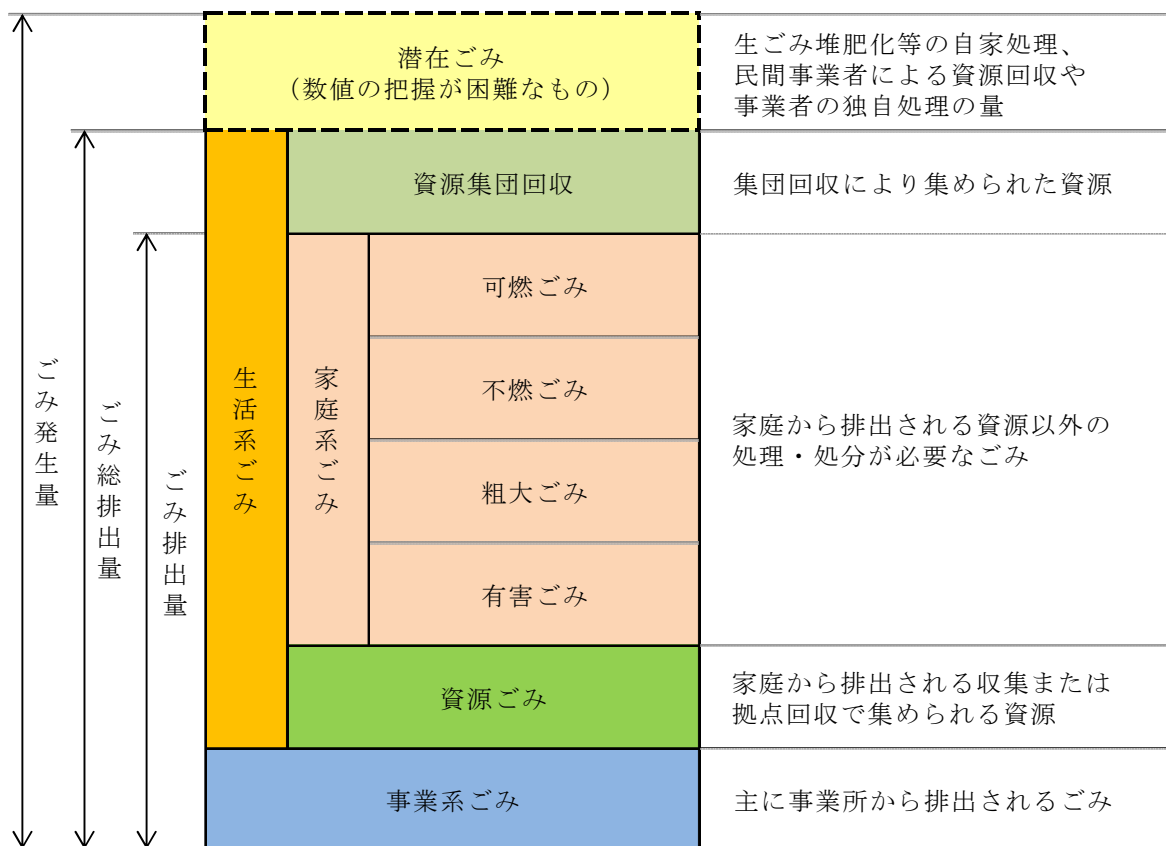


図 4-4 ごみ排出区分の定義



## (2) ごみ総排出量の推移

本市における過去5年間のごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量の推移は、表4-6及び図4-5に示すとおりです。

表4-6 ごみ総排出量の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
人口（年度末人口）	人	39,022	38,785	38,231	37,717	37,440
ごみ総排出量	t	14,255	14,047	13,934	13,982	13,936
可燃ごみ	t	7,308	7,416	7,288	7,155	7,194
不燃ごみ	t	367	435	398	509	367
資源ごみ	t	1,397	1,396	1,364	1,449	1,394
有害ごみ	t	13	11	13	11	13
集団回収量	t	1,070	980	867	711	692
事業系(可燃、不燃ごみ)	t	4,101	3,810	4,004	4,147	4,276
1人1日あたりごみ総排出量 <sup>注1)</sup>	g/人・日	1,001	990	999	1,016	1,020
1人1日あたり家庭系ごみ排出量 <sup>注2)</sup>	g/人・日	558	570	567	576	575
1人1日あたり生活系ごみ排出量 <sup>注3)</sup>	g/人・日	714	723	714	716	708

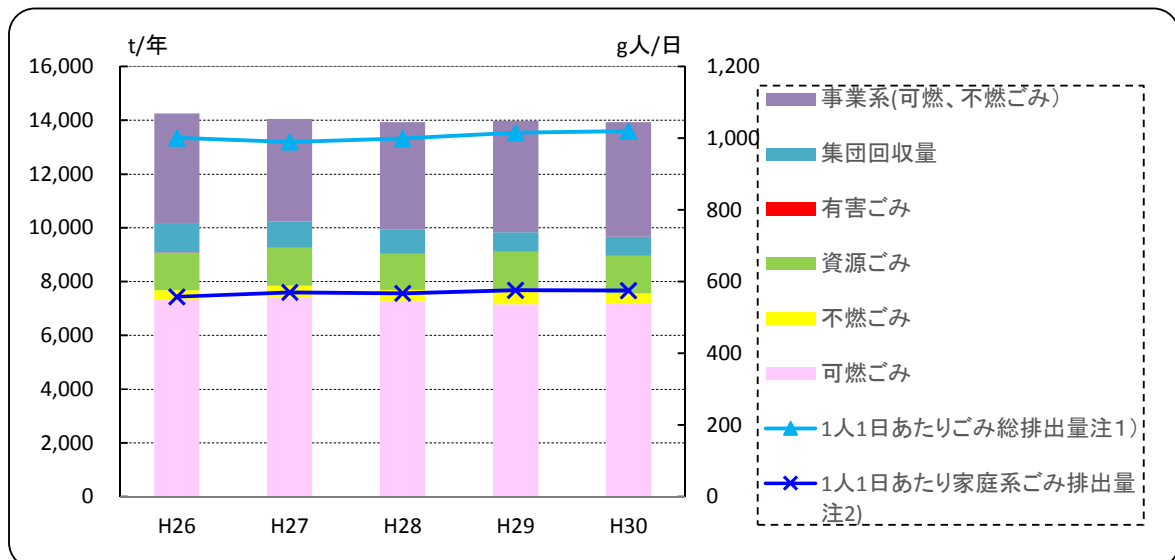


図4-5 ごみ総排出量の推移

注1) 1人1日あたりごみ総排出量=ごみ総排出量÷人口÷年間日数

注2) 1人1日あたり家庭系ごみ排出量=(可燃ごみ+不燃ごみ+有害ごみ)÷人口÷年間日数

注3) 1人1日あたり生活系ごみ排出量=(可燃ごみ+不燃ごみ+資源ごみ+有害ごみ+集団回収)÷人口÷年間日数

## (3) リサイクル率の推移

本市における過去5年間の資源化量及びリサイクル率の推移は、表4-7及び図4-6に示すとおりです。

表4-7 資源化量及びリサイクル率の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
ごみ総排出量	t	14,255	14,047	13,934	13,982	13,936
総資源化量	t	3,121	3,099	2,864	2,809	2,701
資源ごみ量(収集)	t	1,267	1,262	1,206	1,298	1,252
草・剪定屑	t	130	134	158	151	142
有害ごみ	t	13	11	13	11	13
スラグ、メタル	t	642	712	620	638	602
集団回収	t	1,070	980	867	711	692
リサイクル率 <sup>注4)</sup>	%	21.9	22.1	20.6	20.1	19.4

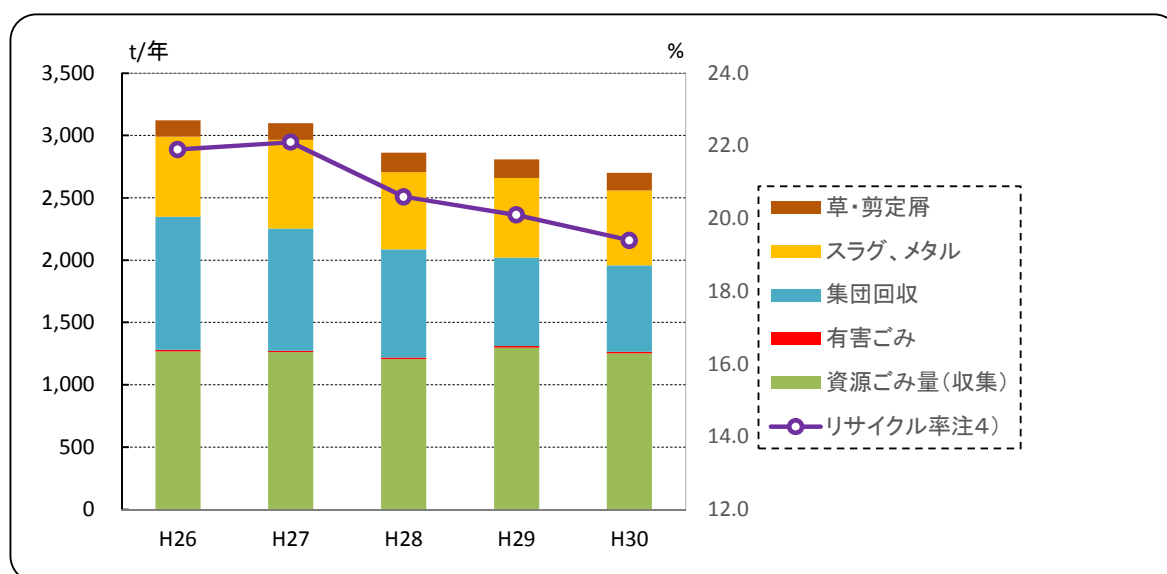


図4-6 資源化量及びリサイクル率の推移

注4) リサイクル率=総資源化量(資源ごみ+集団回収量+草・剪定枝+クリーンセンターによる資源化量+有害ごみ)÷ごみ総排出量

## (4) 最終処分量の推移

本市における過去5年間の最終処分量および最終処分率の推移は、表4-8及び図4-7に示すとおりです。

表4-8 最終処分量の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分量	t	1,378	1,343	1,565	1,854	1,694
飛灰(クリーンセンター)	t	352	373	345	369	301
家庭系不燃ごみ	t	367	435	398	509	367
事業系不燃ごみ	t	659	535	822	976	1,026
最終処分率 <sup>注5)</sup>	%	9.7	9.6	11.2	13.3	12.2

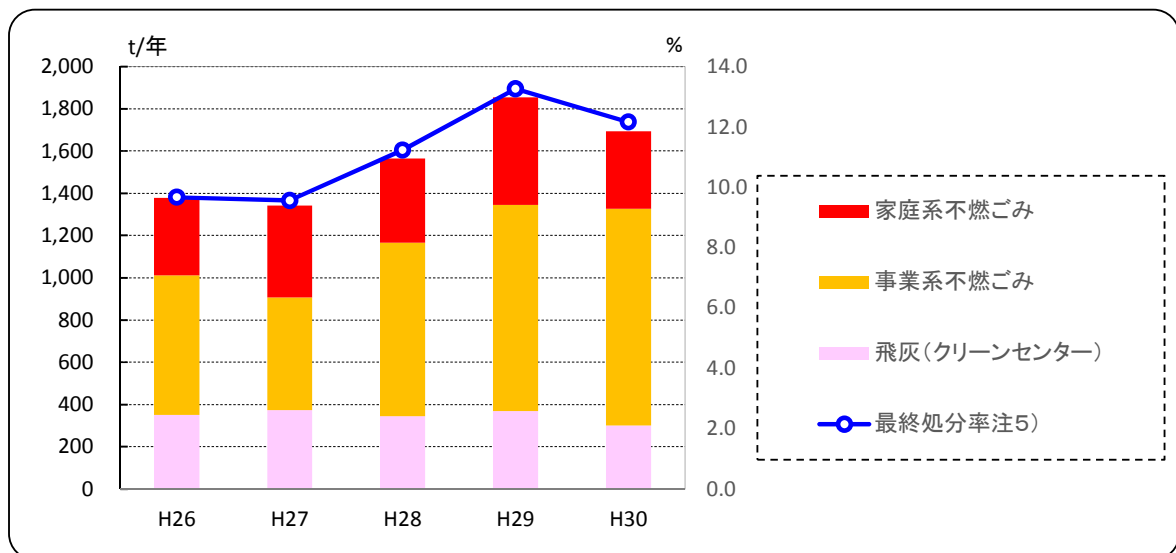


図4-7 最終処分率の推移

注5) 最終処分率=最終処分量(不燃ごみ+飛灰)÷ごみ総排出量

注6) 1-(瑞浪市-岐阜県)÷岐阜県

注7) 瑞浪市÷岐阜県